

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この基金は、横浜市工業厚生年金基金という。

(事 務 所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

神奈川県横浜市中区常盤町一丁目1番地

(設立事業所の範囲)

第4条 この基金の設立事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。）となることができる厚生年金保険の適用事業所の範囲は、神奈川県横浜市に所在する次の各号に掲げる適用事業所とする。ただし、この基金の設立事業所の事業主が神奈川県横浜市以外の地域に従たる事業所を有する場合は、当該事業所を設立事業所とすることができる。

- (1) 社団法人横浜市工業会連合会（昭和61年3月27日神奈川県指令団育第383号）の会員であって、金属製品製造業を主たる業とする事業所。ただし、金沢区工業団体連絡会の会員である事業所を除く。
- (2) 前号に掲げる事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする法人又は団体の事務所。

(設立事業所の名称及び所在地)

第5条 この基金の設立事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第6条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

第1節 代 議 員

(代議員及び代議員会)

第7条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定 数)

第8条 この基金の代議員の定数は、16人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任 期)

第9条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第10条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙区は、全設立事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第11条 互選代議員の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも15日前に公示しなければならない。

4 前項の規定による公示の方法は、第6条第1項の規定を準用する。（以下第13条第3項、第15条第4項及び第18条において同じ。）

(互選代議員の選挙の方法)

第12条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当選人)

第13条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第15条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する設立事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

第2節 代議員会

(通常代議員会)

第16条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第17条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第18条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定 足 数)

第19条 代議員会は、代議員の定数（第21条の規定により、議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第20条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第21条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代議員の代理)

第22条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の公開)

第23条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第24条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員 of 解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第25条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第22条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他の必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除

き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第26条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第27条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第28条 理事の定数は8人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第29条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員解任)

第30条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあつては、第39条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第31条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第32条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第33条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第34条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分(ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。)
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (5) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第35条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することのできない理事は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決

権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第36条 理事会の会議録については、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員職務)

第37条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第38条 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣、地方厚生局長及び地方厚生支局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第39条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。)第64条の2に規定する

行為をしてはならない。

(職 員)

第40条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

(加入員)

第41条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

(加算適用加入員)

第42条 加入員のうち、65歳以上の者及び別表第2に定める各設立事業所の就業規則等に定める加算適用加入員とならない者以外の者を、加算適用加入員とする。

(資格取得の時期)

第43条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第44条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。
- (6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(資格得喪に関する特例)

第45条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第46条 加入員期間を計算する場合は、月によるものとし、加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。ただし、第76条第1項の規定に基づき第2種退職年金の支給に関する義務を、企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転した者については、この限りでない。

(加算適用加入員期間)

第47条 この基金が支給する給付の額の算定にあたっては、加入員期間のほか加算適用加入員であった期間（以下「加算適用加入員期間」という。）をその計算の基礎とする。

2 加算適用加入員期間を計算する場合は、月によるものとし、加算適用加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

3 加算適用加入員期間の資格を喪失した後、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときは、前後の加算適用加入員期間を合算する。ただし、脱退一時金の支給を受けた者又は第79条から第79条の3までの規定に基づき脱退一時金相当額の移換若しくは交付を行った者については、この限りでない。

第5章 標準給与

(標準給与及び給与の範囲)

第48条 この基金は、加入員の給与の月額に基づき標準給与を定めるものとし、標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第129条第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

(1) 報酬標準給与

法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲

(2) 賞与標準給与

法第3条第1項第4号に規定する賞与の範囲

(標準給与の基準)

第49条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額及び法第24条の3に規定する標準賞与額の例によって定める。

(給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

第50条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第21条から第25条までの規定の例による。

(3歳に満たない子を養育する加入員の報酬標準給与の月額の特例)

第50条の2 3歳に満たない子を養育し、又は養育していた加入員又は加入員であった者が、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号。以下「厚生労働省令」という。）で定めるところにより社会保険庁長官に申出（加入員にあつては、その使用される設立事業所の事業主を経由して行うものとする。）をしたときは、当該子を養育することとなった日（厚生労働省令で定める事実が生じた場合にあっては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その報酬標準給与の月額が、当該子を養育することとなった日の属する月の前月（当該月において加入員でない場合にあっては、当該月前1年以内における加入員であった月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。）の報酬標準給与の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の報酬標準給与の月額とみなされている場合にあっては、当該みなされた基準月の報酬標準給与の月額。以下「従前報酬標準給与の額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の

属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの2年間のうちにあるものに限る。)については、従前報酬標準給与の月額を当該下回る月の第53条第1項に規定する平均報酬標準給与月額の計算の基礎となる報酬標準給与の月額とみなす。

- (1) 当該子が3歳に達したとき。
- (2) 法第14条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなったときその他これに準ずる事実として厚生労働省令で定めるものが生じたとき。
- (4) 当該子が死亡したときその他当該加入員が当該子を養育しないこととなったとき。
- (5) 当該加入員に係る法第81条の2の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

2 前項の規定の適用による年金たる給付の額の改定その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）による。

第6章 給 付

第1節 通 則

(給付の種類)

第51条 この基金が行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 第1種退職年金
- (2) 第2種退職年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(裁 定)

第52条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本年金額及び加算年金額)

第53条 基本年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額（法第26条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬給与の月額が当該月の標準報酬給与の月額とみなされた月にあつては、同項の規定中「標準報酬月額」とあるのを「報酬標準給与の月額」と読み替えた従前報酬標準給与の月額。ただし、本条に限る。）と賞与標準給与の額の総額を、加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の1,000分の5.588（別表第3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額とする。

2 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であつて、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者（法第78条の2第1項に規定する第1号改定者をいう。以下同じ。）に該当した場合の基本年金額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間（当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に限る。）について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標

準給与の月額に改定割合（法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額及び改定前の標準給与額を基準として定めた給与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第13の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「減額相当額」という。）を控除した額とする。

3 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたときの基本年金額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号により計算される額とする。

(1) 法附則第7条の3の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき

第1項又は第2項の規定により計算した額から同項の規定により計算した額に減額率（1,000分の5に請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じた額を減じて得た額。

(2) 法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき

第1項又は第2項の規定により計算した額から同項の規定により計算した額に減額率（1,000分の5に請求日の属する月から法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率（請求日の属する月と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合は、零）をいう。）を乗じた額を減じて得た額。

4 法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者（当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。）の基本年金額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額

- (2) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額（老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下「受給権取得月」という。）の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に当該支給停止に係る平均支給率（受給権取得月（受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日（以下「申出日」という。）の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。以下本項において同じ。）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、加入員又は加入員であった老齢厚生年金の受給権者が法第46条第1項に規定する属する月にあっては第62条第5項の規定により支給停止することができる額を、第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額（受給権取得月の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）で除して得た率を1から控除して得た率とし、当該属する月でない月においては1とする。）を合算して得た率を受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率（1,000分の7に受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額（以下「繰下げ加算額」という。）
- 5 加算年金額は、この基金の加算適用加入員であった全期間の平均報酬標準給与月額（加算適用加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）に加算適用加入員期間及び加算適用加入員の資格を喪失したときの年齢に応じ、別表第4及び別表第5に定める率を乗じて得た額とする。
- 6 加算適用加入員期間に1年未満の端数がある場合又は年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合における加算年金額は、前項の規定にかかわらず、別表第4又は別表第5に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき計算した額とする。

(端数処理)

第54条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、減額相当額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 前2項の端数処理は、基本年金額及び加算年金額のそれぞれについて行うものとする。

(支給期間)

第55条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第62条第4項又は第5項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は支給しない。

(支払期月)

第56条 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期月	2月,4月,6月,8月 10月,12月	2月,6月,10月	6月,12月	6月

(未支給の給付)

第57条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じく

していた者は、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の保護)

第58条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、第1種退職年金、第2種退職年金又は脱退一時金を受ける権利については国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 第1種退職年金

(支給要件)

第59条 第1種退職年金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当したときに、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が15年以上である者が、60歳に達した後に加算適用加入員の資格を喪失したとき又は加算適用加入員の資格を喪失した後に加算適用加入員の資格を取得することなくして60歳に達したとき。
- (2) 60歳に達した後に加算適用加入員期間15年に達した者が、加算適用加入員の資格を喪失したとき。

(年金額)

第60条 第1種退職年金の額は、基本年金額と加算年金額とを合算した額とする。

2 第1種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間及び加算適用加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

3 加入員である第1種退職年金の受給権者（次項に該当する者を除く。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額及び加算年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合は、該当するに至った日の属する月から、第2号又は第3号に該当する場合は、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員の資格を取得することなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 法附則第8条若しくは法附則第8条の2の規定により読み替えられた法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

4 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者が、第1号若しくは第3号に該当するに至ったとき又は

法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額及び加算年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合は、該当するに至った日の属する月から、第2号又は第3号に該当する場合は、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。ただし、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、65歳に達している者に限るものとし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者については、特例支給開始年齢に達している者に限るものとする。
- (2) 特例支給開始年齢に達したとき。
- (3) 65歳に達したとき。

5 前項の規定に該当した第1種退職年金の受給権者の基本年金額は、第53条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 第53条第2項の規定に基づき計算された改定前の基本年金額。
- (2) 第53条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間の平均標準給与額」を「当該受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の加入員期間の平均標準給与額」に、「加入員期間の月数」を「当該受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の加入員期間の月数」に読み替えて計算される額。

6 第63条第4号の規定による第2種退職年金の受給権者が、第1種退職年金の受給権を取得したときの基本年金額については、次の各号による。

- (1) 特例支給開始年齢又は65歳に達した日以後に受給権を取得したとき。
前項の規定を準用して計算される額。
- (2) 前号に掲げる年齢に達する前に受給権を取得したとき。
第2種退職年金の基本年金額と同額とする。ただし、前号に掲げる年齢に達したときは、前項の規定を準用してその額を改定する。

(第1号改定者の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第60条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、当該受給権者が法第78条の2に定める第1号改定者に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の順に限る。）を基本年金額の計算の基礎とするものとし、標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。

2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。

(失 権)

第61条 第1種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(支給停止)

第62条 第1種退職年金は、受給権者が65歳に達するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、第1種退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に該当するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

3 第1種退職年金は、加入員である受給権者（老齢厚生年金の受給権を有する者及び法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者を除く。）が70歳に達するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

- 4 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は法附則第7条の3並びに法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、前項の規定にかかわらず、法附則第7条の6第2項、法附則第13条第4項各号（第3号及び第4号を除く。以下本条において同じ。）又は法附則第13条の7第5項第1号に掲げる場合に応じ、基本年金額に相当する額のうち、当該各号に定める額を超える部分について、その支給を停止する。
- 5 加入員である第1種退職年金の受給権者（老齢厚生年金の受給権を有する者に限る。）のうち当該老齢厚生年金が法第46条の規定によりその全額につき支給を停止されている者については、その者が70歳未満である間は、第3項の規定にかかわらず、法第133条の2第3項各号に掲げる場合に応じ、基本年金額に相当する部分のうち、加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額（以下「代行部分の額」という。）から法第133条の2第3項に定める支給停止額について、その支給を停止する。
- 6 第4項に規定する法附則第7条の6第2項、法附則第13条第4項の各号又は法附則第13条の7第5項第1号に定める額及び第5項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 7 第1種退職年金は、加入員である受給権者が65歳に達するまでの間はその額のうち加算年金額に相当する部分の支給を停止する。

（受給権者の申出による支給停止）

第62条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による老齢厚生年金の支給停止の申出をした場合であつて、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、第1種退職年金の額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、同条の規定により停止されていない部分の額の支給を停止する。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第62条の3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の裁定請求をしないときは、第62条の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日の属する月までの間、基本年金額について、その支給を停止する。

2 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。

3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。

4 第1項の規定に基づき基本年金額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行わない場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。

5 第2項に規定する老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに同項の申出を行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について基本年金額の支給を停止するものとする。当該期間において、基本年金額について過誤払が行われた場合においては、当該者は当該過誤払された基本年金額についてこの基金に対し返還を行うものとする。

第3節 第2種退職年金

(支給要件)

第63条 第2種退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、その者が第1種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

- (1) 加入員が、65歳に達した後に加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員の資格を取得することなくして65歳に達したとき。
- (2) 加入員又は加入員であった者が、老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (4) 加入員又は加入員であった者が、法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。
- (5) 老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第43条第3項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (6) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が法第43条第3項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (7) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(年金額)

第64条 第2種退職年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2 第60条第2項から第5項までの規定は、第2種退職年金の額について準用する。

この場合において、第60条第2項から第5項までの規定中「第1種退職年金」とあるのは、「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(第1号改定者の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第64条の2 第60条の2の規定は、第2種退職年金の額について準用する。この場合において、第60条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(失 権)

第65条 第2種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したとき又は第1種退職年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(支給停止)

第66条 第62条第1項から第6項までの規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第62条第1項から第5項までの規定中「第1種退職年金」とあるのは、「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第66条の2 第62条の2の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第62条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第66条の3 第62条の3の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第62条の3の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

第4節 遺族一時金

(支給要件)

第67条 遺族一時金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が3年以上の加算適用加入員が、死亡したとき。
- (2) 加算適用加入員期間が15年以上の者が、加算適用加入員の資格を喪失した後、60歳に達するまでの間に死亡したとき。
- (3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分の支給開始後、15年を経過する前に死亡したとき。

(遺族一時金の額)

第68条 遺族一時金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に該当する場合
加算適用加入員期間の平均報酬標準給与月額に加算適用加入員期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額。
- (2) 前条第2号に該当する場合
第53条第5項及び第6項の規定により計算した額に、加算適用加入員であった者が死亡したときの年齢に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額。
- (3) 前条第3号に該当する場合
第1種退職年金の額のうち加算年金額（加入員である受給権者については、第60条第3項又は第4項の規定を適用して改定した後の額とする。）に相当する額に15年から支給済の期間を差し引いた残余期間（以下「残存保証期間」という。）に応じ、別表第8に定める率を乗じて得た額。

2 加算適用加入員期間若しくは残存保証期間に1年未満の端数がある場合又は年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合における遺族一時金の額は、前項の規定にかかわらず、別表第6、別表第7又は別表第8に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき計算した額とする。

(遺族)

第69条 遺族一時金を受けることができる遺族は、死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、その者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子（その者の死亡の当時胎児であ

った子が出生したときは、当該子を含む。)、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族とする。

- 2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。
- 3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第70条 脱退一時金は、加算適用加入員期間が3年以上15年未満である加算適用加入員が加算適用加入員の資格を喪失（死亡による資格喪失を除く。）したときに、その者に支給する。

(脱退一時金の額)

第71条 脱退一時金の額は、加算適用加入員期間の平均報酬標準給与月額に、加算適用加入員期間に応じ、別表第6に定める率を乗じて得た額とする。

2 加算適用加入員期間に1年未満の端数がある場合における脱退一時金の額は、前項の規定にかかわらず、別表第6に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき計算した額とする。

(支給の効果)

第72条 脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときは、その者に係る第1種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び第1種退職年金のうち加算年金額、遺族一時金又は脱退一時金の額の算定にあたっては、その者の加算適用加入員のうちすでに支給を受けた脱退一時金の額の計算の基礎となった加算適用加入員期間は、その計算の基礎としない。

第73条 削除

第7章 福祉施設

(福祉施設)

第74条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第8章 年金通算

第1節 中途脱退者の選択

(中途脱退者及び連合会移換者)

第75条 中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。）であつて、加入員期間が20年未満であり、かつ、加算適用加入員期間が第59条に規定する年数に満たない者をいう。

2 連合会移換者とは、中途脱退者のうち次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 加入員期間が10年以上ある者
- (2) 55歳以上の者

3 連合会移換者以外の中途脱退者のうち、加入員期間15年未満の者又は55歳に達した後に加入員の資格を喪失した者は基金に申し出ることにより連合会移換者となることができる。

4 前項の申出は、加入員の資格を喪失したときに行うものとする。

(基本部分の選択)

第75条の2 この基金は、連合会移換者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する。ただし、加算適用加入員期間が第70条に規定する加算適用加入員期間に満たない者は第1号を選択したものとみなす。

- (1) 速やかに第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転すること。
- (2) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転すること。

2 連合会移換者でない中途脱退者の第2種退職年金の支給に関する義務は連合会に移転しない。

3 第1項第2号の選択をした者は、その選択にかかわらず加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、第2種退職年金の支給に関する義務の連合会への移転を申し出ることができる。

- 4 第75条の3第2項の規定に基づき、申出をした連合会移換者は、前項の申出をしたものとみなす。
- 5 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項に規定する選択をしなかった連合会移換者は、同項第2号を選択したものとみなす。また、前条第3項の申出により連合会移換者となったものは、第1項第1号の選択をしたものとみなす。
- 6 第2種退職年金の支給に関する義務の連合会への移転については第76条の規定に基づき行うものとする。
- 7 第76条第2項の規定に基づく連合会への現価相当額の交付前に、当該連合会移換者が再びこの基金の加入員となった場合には、当該連合会移換者の第2種退職年金の支給に関する義務は移転しない。

(脱退一時金の選択)

第75条の3 この基金は、中途脱退者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の交付を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
 - (2) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
 - (3) 速やかに脱退一時金相当額を連合会へ交付すること（ただし、前条第1項第1号の選択をした連合会移換者の場合に限る。）。
 - (4) この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会へ交付すること（ただし、前条第1項第2号の選択をした連合会移換者に限る。）。
- 2 前項第2号又は第4号を選択した中途脱退者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、速やかに脱退一時金を受給すること、又は確定給付企業年金（当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められている場合に限る。）若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
 - 3 第1項第4号を選択した連合会移換者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、連合会への脱退一時金相当額の交

付を申し出ることができる。ただし、この申出は前条第3項の申出と同時に
行わなければならない。

- 4 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項の選択をしなかった連合会
移換者は同項第4号の選択をしたものとみなす。
- 5 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項の選択をしなかった連合会
移換者以外の中途脱退者は同項第2号の選択をしたものとみなす。
- 6 第1項第3号及び第4号並びに第2項及び第3項の脱退一時金相当額の交付又は
移換については第79条から第79条の3までのいずれかの規定に基づき行うもの
とする。
- 7 中途脱退者が、脱退一時金の支給前に、又は、脱退一時金相当額の連合会へ
の交付若しくは確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換前に、再びこ
の基金の加入員となった場合には、当該脱退一時金の支給、又は、当該脱退一
時金相当額の連合会への交付若しくは確定給付企業年金若しくは確定拠出年金
への移換は行わない。ただし、当該中途脱退者が脱退一時金の支給、又は当該
脱退一時金相当額の確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換を基金に
申し出たときは、この限りでない。
- 8 前項の申出は、当該中途脱退者が再びこの基金の加入員となった日から速や
かに行わなければならない。
- 9 この基金は、第1項第3号若しくは第4号を選択、又は第2項若しくは第3項の
申出に基づき脱退一時金相当額の交付又は移換をしたときは、当該中途脱退者
への脱退一時金の支給の義務を免れる。

第2節 他制度等への移換

(第2種退職年金の支給義務の連合会への移転)

第76条 この基金は、第75条の2に定める連合会移換者の選択に基づき、当該連合会移換者の加入員であった期間に係る第2種退職年金の支給に関する義務を、連合会に移転する。

2 前項の規定により第2種退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該連合会移換者の当該第2種退職年金の現価相当額を連合会に交付する。

3 前項に規定する現価相当額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。

4 第2項の規定により当該第2種退職年金の現価相当額を連合会に交付した場合には、当該連合会移換者のこの基金の加入員であった期間は、加入員でなかったものとする。

(連合会移換者の第2種退職年金)

第77条 前条第1項の規定に基づき移転された連合会移換者の第2種退職年金については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。

(連合会移換者に係る第2種退職年金に関する支払期月の特例)

第78条 第76条第1項の規定に基づき移転された連合会移換者の第2種退職年金に関する支払期月は、第56条の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。

(連合会への脱退一時金相当額の交付)

第79条 この基金の連合会移換者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への交付を申し出ることができる。ただし、この申出は第2種退職年金の支給に関する義務の連合会への移転の申出と同時にしなければならない。

2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を交付するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の連合会移換者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

(確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第79条の2 この基金の中途脱退者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第30条第3項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第79条の3 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関（同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。）又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

第3節 他制度等からの移換

(連合会からの老齢年金給付の支給に関する義務の承継)

第80条 この基金は、法第165条第1項に規定する中途脱退者等（連合会が支給する老齢年金給付（法第165条第1項に規定する老齢年金給付をいう。以下この条において同じ。）の受給権を有する者を除く。）が、この基金の加入員の資格を取得した場合であって、連合会にこの基金へ老齢年金給付（この基金の加入員であった期間に係る老齢年金給付に限る。）の支給に関する義務の移転を申し出たときは、連合会から当該申出に係る第2種退職年金の支給に関する義務を承継する。

2 前項の申出は、加入員の資格を取得した日から3ヶ月以内に行わなければならない。

3 この基金は、前項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を連合会から承継する。この場合、当該老齢年金給付の基礎となる加入員期間は、この基金の加入員期間に合算する。

4 この基金は、前項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、連合会から法第165条第4項に規定する年金給付等積立金の移換を受けるものとする。

5 前項に規定する年金給付等積立金の額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。

第4節 加入員への説明

(加入員への説明)

第81条 この基金は、加入員がその資格を取得したとき又はその資格を喪失したときは、第75条から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該加入員に対して説明しなければならない。

第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する
契約の締結並びに業務の委託

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第82条 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、金融商品取引業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合には、信託会社と自己を受益者とする特定信託契約を締結する。

3 第1項の規定により締結する信託契約について、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金の支払は、次に掲げる場合に支払われるものであること。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、法第160条第3項、法第160条の2第2項及び確定給付企業年金法第115条の3第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の移換又は交付を行うとき。

ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

エ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 基金に支払うべき保険金の支払は、次に掲げる場合に、当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合に応じて行われるものであること。
 - ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。
 - イ この基金が、法第144条の6第2項、法第160条第3項、法第160条の2第2項及び確定給付企業年金法第115条の3第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の移換又は交付を行うとき。
 - ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。
 - (2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。
 - (3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。
 - (4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。
- 5 第2項の特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第82条の2 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 資産の額の変更
- 2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、

理事長の専決をもって決定することができる。

- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第82条の3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるよう努めなければならない。

(年金給付等積立金の積立て)

第83条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(業務の委託)

第84条 この基金は、三菱UFJ信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託することができるものとする。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管轄者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務
 - ア 加入員記録管理補助
 - イ 年金受給待期者補助
 - ウ 年金受給者記録管理補助
 - エ 企業年金連合会移受換対象者抽出補助
 - オ 統計資料作成補助
 - カ 掛金額計算補助
 - キ 給付額計算補助

- 2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。

- 3 この基金は、第1項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助書等）に関する事務を委託することができる。

第10章 費用の負担

(基本標準掛金)

第85条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金（以下「基本標準掛金」という。）を徴収する。

2 前項の基本標準掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の43を乗じて得た額とする。

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る基本標準掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれの同項の掛金率を乗じて得た額の合計額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

(加算標準掛金)

第86条 この基金は、この基金が支給する第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、遺族一時金及び脱退一時金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金（以下「加算標準掛金」という。）を徴収する。

2 前項の加算標準掛金の額は、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の10を乗じて得た額とする。

(掛金の負担割合)

第87条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分にしたがい、それぞれ掛金を負担する。

区 分	加 入 員	事 業 主
基本標準掛金	43分の18.5	43分の24.5
加算標準掛金	—————	10分の10

(育児休業等期間中の掛金の特例)

第88条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は同法第23条第1項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）をしている加入員（法第129条第2項に規定する加入員を除く。）を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、第87条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による基本標準掛金のうち、免除保険料額（当該加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ法第81条の3第1項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を免除する。

2 育児休業等をしている加入員であって法第129条第2項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、第87条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る同条の規定による基本標準掛金のうち、免除保険料額に法第138条第4項に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

(掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第89条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金（加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金）を報酬から控除することができる。

3 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき掛金のうち賞与標準給与の額に係る掛金を賞与から控除することができる。

4 事業主は、前2項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(徴収金)

第90条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法第140条第3項及び第4項の規定により算定された徴収金を徴収する。ただし、同条第8項の規定により免除される額については、この限りでない。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第90条の2 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が基金令第39条の4第2項に規定する積立上限額（以下「積立上限額」という。）を上回ることとなった場合は、当該上回る額を基準として基金規則第47条の2の規定により算定された額を法第138条第3項に定めるところにより算定された掛金の額から控除するものとする。

(事務費掛金)

第91条 この基金は、第85条及び第86条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の3を乗じて得た額とする。

3 第1項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

(政府負担金)

第92条 この基金は、改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管轄者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

(給付現価負担金の受入)

第92条の2 この基金は、法附則第30条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。

(厚生年金の離婚分割に伴う徴収金の政府への納付)

第92条の3 この基金は、政府から法第85条の3の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。

第11章 財務及び会計

(事業年度)

第93条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第94条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に厚生労働大臣に届出なければならない。これに重要な変更を加えたときも、同様とする。

(決算)

第95条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後6月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処理)

第96条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第48条及び第49条に規定するところによる。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第97条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることが出来る。

(余裕金の運用)

第98条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条の定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第99条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けて、借入金をすることができる。

(掛金の額の再計算)

第100条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、基金令第33条に定める基準にしたがって掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の定める基準に該当することとなった場合には、この基金は直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第101条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第102条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第12章 解散及び清算

(解 散)

第103条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清 算)

第104条 この基金が解散したときの清算は、法第147条の規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第105条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第161条第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(解散時の特別掛金の一括徴収)

第105条の2 この基金が解散する場合において、当該解散する日における年金給付等積立金の額が、当該解散する日を次条第1項に規定する基準日とみなして同条第2項の規定に基づき算定した最低積立基準額（以下この条において「最低積立基準額」という。）を下回るときは、この基金は、当該下回る額（以下「不足額」という。）を特別掛金として設立事業所の事業主から一括して徴収する。

2 前項に規定する不足額の徴収は、当該不足額を、解散日現在の設立事業所の最低積立基準額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

3 前2項に定めるところにより、この基金の清算人が不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに不足額を納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第105条の3 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

- (1) 基準日において年金受給者又は受給待期脱退者である者
規約に基づいて支給されることとなる年金たる給付
- (2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

基本部分の標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「基本部分の標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、以下に定める按分率を乗じた給付から当該加入員に係る過去勤務債務の未償却分に相当する給付を控除して得た給付とする。

按分率 = A/B

- A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、基本年金額の算定に用いる加入員であった期間の月数
- B 基本部分の標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、基本年金額の算定に用いる加入員であった期間の月数

イ 加算部分

- (ア) 基準日の翌日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

加算部分の標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加算適用加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「加算部分の標準資格喪失日」という。）に加算適用加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付（以下「加算部分に係る標準給付」という。）に、以下に定める按分率を乗じた給付から当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分に相当する給付を控除して得た給付とする。

按分率 = C/D

- C 基準日の翌日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、加算年金額の算定に用いる別表第4の係数
- D 加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、加算年金額の算定に用いる別表第4の係数

(イ) (ア) 以外の者

加算部分に係る標準給付（ただし、当該加算適用加入員が加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、年金の受給資格が得られる場合は、当該加算適用加入員に係る選択一時金の算定に用いる別表第7の係数を乗じるものとする。）に、以下に定める按分率を乗じた給付から当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分に相当する給付を控除して得た給付とする。

按分率 = E / F

E 基準日の翌日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、一時金の額の算定に用いる別表第6の係数

F 加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、一時金の額の算定に用いる別表第6の係数（ただし、当該加算適用加入員が加算部分の標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、年金の受給資格が得られる場合は、別表第4の係数に当該加算適用加入員に係る選択一時金の算定に用いる別表第7の係数を乗じたものとする。）

3 前項第2号イの規定にかかわらず、前項第2号イ（ア）に該当する者で、基準日における年金給付の現価相当額（厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を用いて算定されたものとする。）が加算年金に係る選択一時金の額を下回る場合には、当該選択一時金に相当する給付を加算部分に係る標準給付とする。

4 第2項に定める給付の算定にあたっての前提は、次の各号の区分に応じて当該各号のとおりとする。

(1) 基本部分

ア 標準的な退職年齢は62歳とする。

イ 当該加入員に係る過去勤務債務の未償却分の範囲は、当該加入員が給付改善の変更日において加入員であった場合には、当該給付改善により生じた当該加入員に係る後発債務の未償却分とする。

(2) 加算部分

ア 標準的な退職年齢は62歳とする。

イ 当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分の範囲は次のとおりとする。

(ア) 当該加算適用加入員が基金設立日において加算適用加入員であった場合は、給付の算定の基礎に基金設立前の期間を含めたことによる当該加算適用加入員に係る過去勤務債務の未償却分

(イ) 当該加算適用加入員が給付改善の変更日において、加算適用加入員であった場合には、当該給付改善により生じた当該加算適用加入員に係る後発債務の未償却分

(ウ) 当該加算適用加入員が事業所編入した日において、当該編入事業所の加算適用加入員であった場合には、編入事業所が編入日以前の期間を通算することとした場合に生じた事業所の加算適用当該加入員に係る後発債務の未償却分

5 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(残余財産の分配)

第106条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る前条第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が、最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合
残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

- (2) 残余財産が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア） 各々の受給権者等の要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

（イ） すべての受給権者等に係る要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

- (3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア） 各々の受給権者等の要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

（イ） すべての受給権者等に係る要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

- 3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるもの同一のものとする。

- 4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

- 5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通 知)

第107条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第12章の2 設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収

(減少事業所に係る掛金の一括徴収)

第107条の2 この基金は、設立事業所が次の各号に掲げる事由によりこの基金の設立事業所でなくなった場合（設立事業所でなくなった事業主の事業及び権利義務を継承する事業主が、引続きこの基金の設立事業所の事業主として存続する場合を除く。）において、これにより生じる当該事業所（以下「減少事業所」という。）に係る不足金を特別掛金として、減少事業所から一括して徴収するものとする。

- (1) 設立事業所の事業主が基金あてに任意脱退を申し入れ代議員会が認めた場合
- (2) 合併、営業譲渡等第1号以外の事由でこの基金の設立事業所でなくなった場合
- (3) 事業所の廃止、事業所の加入員全員の資格喪失等その他上記の事由に準ずるものとして代議員会が認めた場合

2 前項に定める減少事業所に係る不足金とは、次の各号に掲げる不足金をいう。

- (1) 未償却過去勤務債務相当額
- (2) 繰越不足金
- (3) 基金の保有する固定資産の時価評価額が財政運営上の評価額を下回っている場合に生じる不足金

(減少事業所に係る掛金の額)

第107条の3 前条第2項各号に掲げる不足金の額は、次の各号により計算される金額とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる不足金相当額

減少事業所がこの基金の設立事業所でなくなる日（以下「減少日」という。）直前の財政決算日（ただし、当該直前の財政決算日以降に財政決算を行い、当該財政決算が代議員会で議決されている場合は、当該財政決算時とする。以下「直前の財政決算日」という。）における減少事業所の加入員の報酬標準給与の月額¹²倍に、直前の財政決算日の責任準備金の算出に用いる基本部分に係る特別掛金率と当該特別掛金率に係る減少日の翌日の属する月の前月（以下「減少日前月」という。）の末日における残余償

却年数に対応する別表第12に定める年金現価率を乗じて得た金額及び直前の財政決算日における減少事業所の加算適用加入員の報酬標準給与の月額12倍に、直前の財政決算日の責任準備金の算出に用いる加算部分に係る特別掛金率と、当該特別掛金率に係る減少日前月の末日における残余償却年数に対応する別表第12に定める年金現価率を乗じて得た金額を合算して得た金額。

(2) 前条第2項第2号に掲げる不足金

直前の財政決算日の繰越不足金の額に、直前の財政決算日から減少日前月の末日までの月数に対応する予定利率による付利率（以下「付利率」という。）と、この基金の加入員に係る直前の財政決算日の報酬標準給与月額の総額に対する減少事業所の加入員に係る直前の財政決算日における加入員の報酬標準給与月額の総額の割合（以下「報酬標準給与割合」という。）を乗じて得た金額。

(3) 前条第2項第3号に掲げる不足金

直前の財政決算日における財政運営上の評価額から時価評価額を控除した額に、付利率と、報酬標準給与割合を乗じて得た金額。ただし、当該金額が負の数となる場合は0とする。

（特別掛金の納入告知及び納付期限）

第107条の4 この基金は、減少事業所の事業主に対し、減少日の2週間前までに第107条の2第1項に定める特別掛金の納入告知を行わなければならない。ただし、当該事業所の減少の事実の判明が遅れた場合は、この限りでない。

2 減少事業所の事業主は、第107条の2第1項に定める特別掛金を減少日の前日までに、この基金に納付するものとする。ただし、当該事業所の減少の事実の判明が遅れたことにより納入告知が減少日の前日以降となった場合は、この限りでない。

第13章 雑 則

(時 効)

第108条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 第1種退職年金及び第2種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(給付の制限)

第109条 この基金は、設立事業所の就業規則に定める懲戒解雇に該当したため加算適用加入員の資格を喪失した者については、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分又は脱退一時金は、その全部又は一部の支給を行わないことができるものとする。

2 遺族一時金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(不服申立て)

第110条 標準給与若しくは年金たる給付及び一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは「第169条において準用する第90条第1項又は第91条」と読み替えるものとする。

(還元融資)

第111条 事業主及びこの基金は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約に係る資産についてその総額の4分の1に相当する額を上回らない額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付けを受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第112条 この基金は、連合会へ加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第113条 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(生存に関する届書の提出)

第113条の2 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。ただし、年金給付の全額につき支給を停止されているときは、この限りではない。

(業務概要の周知)

第113条の3 この基金は、法第117条の2の規定に基づき、基金規則第56条の2で定めるところにより毎事業年度1回以上、この基金の業務の概況について、加入員に周知するものとする。ただし、この基金の規約を変更した場合にあっては、速やかに周知するものとする。

2 この基金が前項の業務概況の周知を行う場合にあっては、基金規則第56条の2第2項各号に掲げる方法のうち、加入員以外の者であってこの基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めるものとする。

(実施規程)

第114条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続、その他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成12年9月の標準給与月額が92,000円、又は590,000円である者（当該標準給与月額の基礎となった給与月額が605,000円未満である者を除く。）の標準給与月額は、当該標準給与月額の基礎となった給与月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与月額の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与月額は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与月額とする。

(再計算に関する経過措置)

第3条 第100条第1項の規定にかかわらず、この基金の成立後、最初の掛金の額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

(給付に関する経過措置)

第4条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）の受給権者については、この規約第53条第1項中「1,000分の7.6（別表第3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）」を「1,000分の10.1」に、第60条第3項第2号中「法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」に、第62条第2項並びに第63条第3

号及び第4号中「特例支給の老齢厚生年金等」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」にそれぞれ読み替えるものとし、第63条第2号の規定は、これを適用しないものとする。

(遺族一時金又は脱退一時金の給付の特例)

第5条 この基金が成立した日において、52歳以上で加算適用加入員の資格を取得した者が加算適用加入員期間3年未満かつ55歳以上で死亡又は脱退により加算適用加入員の資格を喪失したときは、第67条又は第70条の規定にかかわらず、遺族一時金又は脱退一時金を支給する。

2 前項の規定による遺族一時金又は脱退一時金の額は、第68条又は第71条の規定にかかわらず、加算適用加入員期間の平均標準給与月額に、加算適用加入員期間に応じ、別表第11に定める率を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得した場合には、その者については、第1項の規定は適用しないものとする。

4 第1項の規定により脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得した場合には、当該脱退一時金の額の計算の基礎となった加算適用加入員期間については、第72条の規定を準用する。

5 加算適用加入員期間に1年未満の端数がある場合における第1項の遺族一時金又は脱退一時金の額は、第2項の規定にかかわらず、別表第11に掲げる算式によって算出した率を用いて、第2項の規定に基づき計算した額とする。

(選択一時金に関する経過措置)

第6条 第1種退職年金の受給権者は、第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分については、当分の間、次条及び附則第8条に定めるところにより、選択一時金の支給を受けることができる。

(選択一時金の支給)

第7条 選択一時金は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が15年以上の加算適用加入員が、加算適用加入員の資格を喪失した後、60歳に達するまでの間に一時金の選択を申し出たとき。

- (2) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する部分の支給開始後、15年を経過する前に一時金の選択を申し出たとき。

(選択一時金の額)

第8条 前条第1号の規定に該当する場合の選択一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 初めて選択一時金の支給を申し出たとき。

第53条第3項及び第4項の規定により計算した額に一時金の選択を申し出たときの年齢に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額に、更に受給権者の選択による次に定める率（以下「選択割合」という。）のいずれかを乗じて得た額。

ア 4分の4

イ 4分の3

ウ 4分の2

エ 4分の1

- (2) すでに選択一時金を取得した者が再び選択一時金の支給を申し出たとき。

第53条第3項及び第4項の規定により計算した額に、4分の4から当該受給権者の選択した選択割合を控除した割合（以下「残余割合」という。）を乗じて得た額（以下「残余年金額」という。）に、更に一時金の選択を申し出たときの年齢に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額。

2 前条第2号の規定に該当する場合の選択一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号の規定による選択一時金の申し出をしなかった者が選択一時金の支給を申し出たとき。

第1種退職年金の額のうち選択一時金の支給を申し出た日に現に受けている加算年金額に相当する額に残存保証期間に応じ、別表第8に定める率を乗じて得た額。

- (2) 前条第1号の規定により、すでに選択一時金を取得した者のうち4分の4以外の選択割合を選択した者が再び選択一時金の支給を申し出たとき。

残余年金額に、残存保証期間に応じ、別表第8に定める率を乗じて得た額。

- 3 年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合又は残存保証期間に1年未満の端数がある場合における選択一時金の額は、前2項の規定にかかわらず、別表第7又は別表第8に掲げる算式によって算出した率を用いて、前2項の規定に基づき計算した額とする。

（選択一時金支給に伴う給付の特例）

第9条 第60条第1項の規定にかかわらず、附則第7条に定める選択一時金を支給された者の第1種退職年金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号ア若しくは第2号又は同条第2項各号の規定による選択一時金の額を受けた者
基本年金額に相当する額
- (2) 前条第1項第1号イからエまでの規定による選択一時金の額を受けた者
基本年金額と残余年金額とを合算した額

- 2 第67条の規定にかかわらず、前項第1号に該当する者が再び加算適用加入員の資格を取得することなくして死亡したときは、遺族一時金を支給しない。

- 3 第1項第2号に該当する者が再び加算適用加入員の資格を取得することなくして死亡したときに支給する遺族一時金の額は、第68条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、同条同項同号に定める額に残余割合を乗じて得た額とする。

- 4 附則第7条に定める選択一時金を支給された者が、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときは、第47条第3項の規定にかかわらず、その者に係る第1種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び第1種退職年金の額のうち加算年金額、遺族一時金又は脱退一時金の額の算定にあたっては、すでに支給を受けた選択一時金の額の計算の基礎となった再加入前の加算適用加入員期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

（特例掛金）

第10条 この基金は、第85条、第86条及び第91条に規定する掛金のほか、第82条に規定する信託契約及び保険契約の実施に要する費用に充てるため特例掛金を徴収することができる。

- 2 特例掛金は、事業主が負担する。
- 3 特例掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第88条の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月1日にこの規約による改正後の第88条の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成12年9月の標準給与月額が92,000円、又は590,000円である者（当該標準給与月額の基礎となった給与月額が605,000円未満であるものを除く。）の標準給与月額は、当該標準給与月額の基礎となった給与月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与月額の基礎となる給与月額とみなして改定する。

- 2 前項の規定により改定された標準給与月額は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権を有していた者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年9月13日から施行する。

(学識経験を有する者のうちから選任された監事に関する経過措置)

第2条 平成12年9月13日において現に学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、この規約による変更後の規約第28条第5項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 昭和7年4月2日以後に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日において設立事業所に使用される者であって、同年4月1日において同日前から引き続き当該設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成14年4月1日前において、この規約による変更前の基金規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権を有する者の給付については、なお従前の例による。

(支給停止に関する経過措置)

第4条 平成14年4月1日前において、老齢厚生年金の受給権を取得した者の給付については、第62条第5項及び第66条で準用する第62条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成14年4月1日前において、この規約による変更前の基金規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権を有する者の給付については、第62条第5項及び第66条で準用する第62条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年10月1日から施行する。

(解散時の特別掛金の一括徴収に係る経過措置)

第2条 第105条の2の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「当該解散する日を次条第1項に規定する基準日とみなして同条第2項の規定に基づき算定した最低積立基準額（以下この条において「最低積立基準額」という。）」とあるのは「当該解散する日における最低責任準備金の額」と、同条第2項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年3月25日から施行する。

(遺族一時金に関する経過措置)

第2条 平成14年10月1日前において、遺族一時金を受ける権利を有する者については、変更後の規約第69条の規定を適用せず、変更前の規約第69条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年3月25日から施行する。

(解散時の特別掛金の一括徴収に係る経過措置)

第2条 第105条の2の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「当該解散する日を次条第1項に規定する基準日とみなして同条第2項の規定に基づき算定した最低積立基準額（以下この条において「最低積立基準額」という。）」とあるのは「当該解散する日における最低責任準備金の額」と、同条第2項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成15年4月1日前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

2 第48条の規定にかかわらず、平成15年4月1日における加入員の報酬標準給与の月額、同日前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年3月における標準給与の月額を用いる。ただし、同年4月から変更前の規約第50条の規定に基づき改定する場合は、同条の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者の給付については、なお従前の例による。

2 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である者（次項に規定する者を除く。）が退職年金等の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金等のうち、基本年金額は、第53条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第53条第1項の規定により算定した基本年金額

3 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した後、同日以後再びこの基金の加入員となった者に係る給付のうち、基本年金額は、第53条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第53条第1項の規定により算定した基本年金額

4 前2項のいずれかに該当する者が、法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金等のうち基本年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本年金額から第53条第2項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条第2項又は第3項に該当する者であって、第95条の2に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成15年4月1日以後の加入員期間について算定した年金たる給付に、次に掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率 = A/B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1

日以後の加入員期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、平成15年4月1日以後の加入員期間の月数

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(育児休業等にかかる標準給与の決定及び改定に関する経過措置)

第2条 第50条の規定にかかわらず、法第23条の2の規定は、平成17年4月1日以後に終了した同条第1項に規定する育児休業等について適用する。

2 第53条の規定中「(法第26条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、同項の規定中「標準報酬月額」とあるのを「報酬標準給与の月額」と読み替えた従前報酬標準給与の月額。ただし、本条に限る。)」については、平成17年4月以後の報酬標準給与の月額について適用する。

(育児休業等期間中の掛金の特例に関する経過措置)

第3条 平成17年4月1日前にこの規約による変更前の第88条の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成17年4月1日前に育児休業等を開始した者（前項に規定する者を除く。）については、「その育児休業等を開始した日」を平成17年4月1日とみなして、第88条の規定を適用する。

第4条 平成17年4月1日前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成17年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

この規約は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(適用日前の中途脱退者に係る経過措置)

第2条 この規約による変更前の規約第75条に規定する中途脱退者（平成17年9月30日までに加入員の資格を喪失した者に限る。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

(適用日前の再加入者に係る経過措置)

第3条 平成17年9月30日までに再びこの基金の加入員となった者の取り扱いについては、なお従前の例による。

(適用日以降に再び加入員の資格を取得した者に係る特例)

第4条 適用日から認可の日までに再びこの基金の加入員の資格を取得した連合会移換者は、第80条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する連合会からこの基金への第2種退職年金の支給に関する義務の移転を申し出ることができる。

2 前項の申出は平成19年3月31日までに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(減少事業所に係る掛金の一括徴収に関する経過措置)

第2条 平成18年4月1日前に、この規約による変更前の規約に該当した設立事業所に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成18年7月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成18年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第92条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)

第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、改正後の規約第53条第2項に定める法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間（以下「減額対象期間」という。）の全部又は一部が平成15年4月1日以前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第53条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以後の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第13の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
- (2) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以前の期間について、改定前の標準報

酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の7.125（附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

2 法第26条第1項に該当する者の前項における減額相当額の計算の基礎となる報酬標準給与の月額については、法第26条の規定の例による。

（老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止に関する経過措置）

第3条 改正後の規約において、第53条第4項、第62条第4項、第62条の3、第66条及び第66条の3の規定は、平成19年4月1日前において老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

（老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の基本年金額に関する経過措置）

第4条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであって、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であった期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合は、改正後の規約第53条第4項中「第1項及び第2項の規定」とあるのを「第1項、第2項及び横浜市工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成15年3月24日認可 厚生労働省発年第0324301号）附則第3条の規定」と読み替えて適用するものとする。

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
朝日倉庫株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社川瀬鉄工所	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社昭栄金属工業所	神奈川県横浜市鶴見区
昭電工業株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
菅澤製機株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
菅沢ハイドロリック工業株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社千田工務店	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社ダイトー	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社内藤石材店	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社奈木製作所	神奈川県横浜市鶴見区
有限会社福原工業所	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社丸屋神奈川製作所	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社山口製作所	神奈川県横浜市鶴見区
株式会社ユー・アール・ディー	神奈川県横浜市鶴見区
東化研株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
康陽産業株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社泰東商会	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社鶴田科学	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社東京エンジニアリング	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社溝口鉄工所	神奈川県横浜市神奈川区
社団法人横浜市工業会連合会	神奈川県横浜市中区
横浜伸銅株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
有限会社渡邊鐵工所	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社サニーコントロール	神奈川県横浜市港北区
テクノハンズ株式会社	神奈川県横浜市港北区
山幸金属株式会社	神奈川県横浜市港北区
株式会社ラック	神奈川県横浜市港北区
株式会社武藤電機	神奈川県横浜市緑区
株式会社菊伊小型歯車製作所	神奈川県横浜市都筑区
横浜サンミラー株式会社	神奈川県横浜市都筑区
横浜スチール株式会社	神奈川県横浜市都筑区
株式会社横浜ビジネスサービス	神奈川県横浜市都筑区
有限会社荒井黒板製作所	神奈川県横浜市中区
シーマ電子株式会社	神奈川県横浜市中区
有限会社北村電化工業所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
有限会社共進電業社	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
笹山加工株式会社	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
シナノ紙工株式会社	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
守谷輸送機工業株式会社	神奈川県横浜市金沢区
有限会社岡本製作所	神奈川県横浜市旭区
株式会社サガミ電子工業	神奈川県横浜市旭区
株式会社坂本興業	神奈川県横浜市旭区
新栄興業株式会社	神奈川県横浜市旭区
有限会社高橋刃物製作所	神奈川県横浜市旭区
寺井印刷工業株式会社	神奈川県横浜市旭区
株式会社原田金型	神奈川県横浜市旭区
株式会社樋口鉄工所	神奈川県横浜市旭区
安永油化工業株式会社	神奈川県横浜市旭区
株式会社大倉陶園	神奈川県横浜市戸塚区
株式会社ショウワ	神奈川県横浜市戸塚区
野口工業株式会社	神奈川県綾瀬市
萩原電機製作所	神奈川県横浜市戸塚区
株式会社テクノサッシュ	神奈川県横浜市泉区
株式会社山根製作所	神奈川県横浜市戸塚区
ニコスター株式会社	神奈川県横浜市栄区
株式会社ファンケル	神奈川県横浜市中区
吾妻工業株式会社	神奈川県横浜市泉区
勝建設株式会社	神奈川県横浜市瀬谷区
創工建設株式会社	神奈川県横浜市瀬谷区
株式会社相和建設	神奈川県横浜市瀬谷区
株式会社渡辺プラスチック工業	神奈川県横浜市瀬谷区
株式会社大森電機製作所	神奈川県横浜市南区
大和ビルディング株式会社	神奈川県横浜市南区
千歳自動車工業株式会社	神奈川県横浜市南区
有限会社水野ゴム	神奈川県横浜市南区
有限会社横浜ローラー	神奈川県横浜市南区
有限会社竹村製作所	神奈川県横浜市南区
株式会社住本科学研究所	神奈川県横須賀市
株式会社ネフロンジャパン	神奈川県横浜市港南区
錦海運建設株式会社	神奈川県横浜市磯子区

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社大島製作所	茨城県つくば市
株式会社山口製作所九州水俣工場	熊本県水俣市
株式会社スガサワ	山形県寒河江市
横浜市工業厚生年金基金	神奈川県横浜市中区
株式会社アテナ	神奈川県横浜市栄区
株式会社ファンケルスタッフ	神奈川県横浜市中区
株式会社ファンケルスマイル	神奈川県横浜市栄区
株式会社ファンケルホームライフ	神奈川県横浜市中区
株式会社ファンケル美健	神奈川県横浜市栄区
株式会社ファンケル発芽玄米	長野県東御市
浅井建設株式会社	神奈川県横浜市旭区
株式会社品質安全研究センター	埼玉県本庄市
株式会社ファンケル保険サービス	神奈川県横浜市中区

別表第2

加算適用加入員とならない者の範囲

設立事業所の名称	加算適用加入員とならない者の範囲
株式会社ユー・アール・ディー	退職金規定第1条に定めるパートタイマー、臨時雇用、嘱託
安永油化工業株式会社	就業規則第3条に定める臨時従業員、嘱託従業員、パートタイム従業員
ニコスター株式会社	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社ファンケル	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社サガミ電子工業	従業員規則第11-1条に定める臨時従業員、パートタイマー、アルバイト
創工建設株式会社	退職金規程第1条2項に定める嘱託期間契約社員、パートタイマー、アルバイト
株式会社アテナ	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社ファンケルスタッフ	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社ファンケルスマイル	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社ファンケルホームライフ	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社ファンケル発芽玄米	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社ファンケル美健	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社武藤電機	退職金規定第2条に定める臨時従業員、パートタイマー、アルバイト、嘱託
株式会社テクノサッシュ	退職金規定第2条に定める臨時従業員、嘱託従業員
株式会社品質安全研究センター	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト
株式会社ファンケル保険サービス	退職金規定第1条に定める嘱託、期間契約社員、パート社員、アルバイト

別表第3

基本年金の乗率の経過措置

昭和 2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.1
昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.96
昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.82
昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.68
昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.54
昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.41
昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.27
昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.031
昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.931
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.839
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.739
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.646
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.546
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.454
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.055
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.967
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.879
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.799
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.719
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.639

男 子		女 子	
昭和21年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.558	昭和21年4月2日から昭和33年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.558
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.563	昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.563
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.568	昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.568
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.574	昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.574
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.581	昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.581
昭和36年4月2日以降に生まれた者	1000分の5.588	昭和41年4月2日以降に生まれた者	1000分の5.588

別表第4

加算年金支給率表

加算適用加入員期間	支給率	加算適用加入員期間	支給率
15 年	0.2422	29 年	0.6782
16 年	0.2648	30 年	0.7225
17 年	0.2884	31 年	0.7689
18 年	0.3129	32 年	0.8178
19 年	0.3386	33 年	0.8692
20 年	0.3654	34 年	0.9231
21 年	0.3935	35 年	0.9798
22 年	0.4232	36 年	1.0393
23 年	0.4544	37 年	1.1019
24 年	0.4872	38 年	1.1677
25 年	0.5217	39 年	1.2368
26 年	0.5579	40 年	1.3093
27 年	0.5960	41 年	1.3856
28 年	0.6361	42 年以上	1.4657

(注)加算適用加入員期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別表第5

据 置 率 表

喪失時年齢	率	喪失時年齢	率
30 歳	4.9840	46 歳	2.1161
31 歳	4.7241	47 歳	2.0058
32 歳	4.4778	48 歳	1.9012
33 歳	4.2444	49 歳	1.8021
34 歳	4.0231	50 歳	1.7081
35 歳	3.8134	51 歳	1.6191
36 歳	3.6146	52 歳	1.5347
37 歳	3.4262	53 歳	1.4547
38 歳	3.2475	54 歳	1.3788
39 歳	3.0782	55 歳	1.3070
40 歳	2.9178	56 歳	1.2388
41 歳	2.7656	57 歳	1.1742
42 歳	2.6215	58 歳	1.1130
43 歳	2.4848	59 歳	1.0550
44 歳	2.3553	60 歳以上	1.0000
45 歳	2.2325		

(注)年齢に1歳未満の端数を生じた場合の率は、次による。

1歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた率……A

1歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた率……B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別表第6

遺族一時金・脱退一時金支給率表

加算適用加入員期間	支給率	加算適用加入員期間	支給率
3 年	0.3696	23 年	4.6637
4 年	0.5055	24 年	5.0004
5 年	0.6480	25 年	5.3545
6 年	0.7973	26 年	5.7267
7 年	0.9535	27 年	6.1179
8 年	1.1170	28 年	6.5292
9 年	1.2879	29 年	6.9614
10 年	1.4665	30 年	7.4156
11 年	1.6532	31 年	7.8929
12 年	1.8482	32 年	8.3945
13 年	2.0518	33 年	8.9215
14 年	2.2643	34 年	9.4753
15 年	2.4862	35 年	10.0572
16 年	2.7178	36 年	10.6686
17 年	2.9596	37 年	11.3110
18 年	3.2119	38 年	11.9859
19 年	3.4752	39 年	12.6950
20 年	3.7500	40 年	13.4400
21 年	4.0392	41 年	14.2227
22 年	4.3436	42 年以上	15.0451

(注)加算適用加入員期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別表第7

遺族一時金・選択一時金乗率表

死亡時又は 選択時年齢	率	死亡時又は 選択時年齢	率
30 歳	2.059	46 歳	4.851
31 歳	2.173	47 歳	5.117
32 歳	2.292	48 歳	5.399
33 歳	2.418	49 歳	5.696
34 歳	2.551	50 歳	6.009
35 歳	2.691	51 歳	6.340
36 歳	2.840	52 歳	6.688
37 歳	2.996	53 歳	7.056
38 歳	3.161	54 歳	7.445
39 歳	3.334	55 歳	7.854
40 歳	3.518	56 歳	8.286
41 歳	3.711	57 歳	8.742
42 歳	3.915	58 歳	9.223
43 歳	4.131	59 歳	9.730
44 歳	4.358	60 歳以上	10.265
45 歳	4.598		

(注)年齢に1歳未満の端数を生じた場合の率は、次による。

1歳未満の端数を切り捨てた年齢に応じた率……A

1歳未満の端数を切り上げた年齢に応じた率……B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第4位四捨五入})$$

別表第8

残存保証期間の年金現価率表

残存保証期間	率
15 年	10.2652
14 年	9.8071
13 年	9.3238
12 年	8.8140
11 年	8.2761
10 年	7.7086
9 年	7.1099
8 年	6.4782
7 年	5.8118
6 年	5.1088
5 年	4.3671
4 年	3.5846
3 年	2.7591
2 年	1.8882
1 年	0.9694
0 年	0

(注)残存保証期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別表第9 削除

別表第10 削除

別表第11

特例による遺族一時金・脱退一時金支給率表

加算適用加入員期間	支給率
0 年	0
1 年	0.1200
2 年	0.2402
3 年	0.3696

(注)加算適用加入員期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……B

$$\text{支給率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第5位四捨五入})$$

別表第12

残余償却年数別年金現価率表

残余償却年数	率
0	0.00000
1	0.97393
2	1.89709
3	2.77213
4	3.60154
5	4.38772
6	5.13291
7	5.83925
8	6.50877
9	7.14338
10	7.74491
11	8.31508
12	8.85553
13	9.36780
14	9.85336
15	10.31361
16	10.74987
17	11.16339
18	11.55534
19	11.92686
20	12.27902

(注)年数に1年未満の端数を生じた場合の率は、次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…… A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…… B

$$\text{率} = A + (B - A) \times \frac{\text{端数月数}}{12} \quad (\text{小数点以下第6位四捨五入})$$

別表第13

代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

昭和 2年4月1日以前に生まれた者	1000分の10.0
昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.86
昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.72
昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.58
昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.44
昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.31
昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の9.17
昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.954
昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.854
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.762
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.662
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.569
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.469
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.377
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.978
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.890
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.802
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.722
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.642
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.562